平成２２年（フ）第１号
兵庫県尼崎市食満７丁目18番27号
債務者　金山茂敬こと　金　　茂敬
1　決定年月日時　平成22年１月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
3　破産管財人　弁護士　長城　紀道
4　財産状況報告集会・廃止意見聴取・計算報告の期日　平成22年３月４日午後２時15分
5　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
神戸地方裁判所尼崎支部破産・再生係

破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２１年（フ）第１９７号
岩手県大船渡市末崎町字山岸58番地３
債務者　菅原　正道
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年２月25日まで
盛岡地方裁判所一関支部

平成２１年（フ）第２０８号
山形県米沢市大字笹野200番地の40
債務者　手塚スミエ
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２１８号
山形県米沢市春日５丁目２番43号　県営春日アパート335号
債務者　栗原　泰子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第２２９号
山形県米沢市中田町1870番地の７　ダイヤモンドメゾン中田102号室
債務者　伊藤　徳昭
1　決定年月日時　平成22年１月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
山形地方裁判所米沢支部

平成２１年（フ）第３６５８号
愛知県津島市唐臼町東田面88番地
債務者　山田　恭子（旧姓石田）
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２１年（フ）第７６８号
愛知県豊田市明和町６丁目47番地１　ネオ明和108号
債務者　光田　　護
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８５９号
愛知県岡崎市中町７丁目13番地16、旧住所愛知県岡崎市小呂町字４丁目33番地５
債務者　宇野　和之
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８７７号
愛知県豊田市荒井町鍛治屋畑266番地５
債務者　保田　憲一
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第８８４号
愛知県豊田市下市場町７丁目71番地　カナディアン18　202号
債務者　切東　千陽
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第３９４号
岡山県都窪郡早島町前潟960番地２　ホーマットキャピタルＡ棟202号
債務者　沖田　裕之
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２２年（フ）第３号
岡山県倉敷市北畝１丁目14番27号
債務者　西本京子こと　金　　京子
1　決定年月日時　平成22年１月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月１日まで
岡山地方裁判所倉敷支部破産係

平成２１年（フ）第３２７６号
神奈川県茅ヶ崎市浜竹１丁目６番17―102号　光林マンション
債務者　小林　正喜
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３３９号
横浜市瀬谷区阿久和西１丁目11番地２　パインハイツＤ棟105号
債務者　大神田　準
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時30分
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３３６９号
横浜市港南区上永谷５丁目７番15号　パークハイムＫＮＤ101
債務者　安藤　裕子
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２１年（フ）第３４１５号
横浜市泉区中田北１丁目10番15―303号
債務者　萩原　弘隆
1　決定年月日時　平成22年１月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年３月２日まで
5　免責審尋期日　平成22年３月３日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部